

ギブアップ制度実施細則

株式会社堂島取引所

ギブアップ制度実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第4項の規定に基づき、ギブアップに関し必要な事項について規定する。

(ギブアップの要件)

第2条 ギブアップに係る取引参加者、委託者又は取次委託者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 取引参加者（業務規程第101条に定める取引参加者をいう。以下同じ。）（自己の計算に係る取引に限る。）
- (2) 業務規程第92条各号に規定する者
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第2条第3項に規定する投資信託
- (4) 投信法第2条第12項に規定する投資法人
- (5) 投信法第2条第24項に規定する外国投資信託
- (6) 投信法第2条第25項に規定する外国投資法人
- (7) 受託契約準則第5条第2項に規定する取引について商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第1項に規定する商品投資による運用を行う者
- (8) 信託法（平成18年法律第108号）第185条に規定する受益証券発行信託に組み入れる証券の裏付けとなる商品先物取引を当該証券の発行者の相手方となって行う者
- (9) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合及び外国においてこれに相当する者
- (10) 年金積立金管理運用独立行政法人
- (11) 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社、同条第5項に規定する外国信託業者及び同条第6項に規定する外国信託会社
- (12) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第58条に規定する外国証券会社
- (13) その他当社が特に必要と認めた者

(ギブアップの申請等)

第3条 ギブアップを行おうとする取引参加者が、業務規程第19条第2項又は第36条の6第2項に規定する当社の承認を受けようとする場合には、当社が別に定める様式により、ギブアップの申請を行わなければならない。

2 前項に規定する当社の承認を受けた取引参加者は、業務規程第19条第2項又は第36条の6第2項若しくは受託契約準則第51条に規定するギブアップ契約の解除若しくは契約

内容に変更があった場合、又は前条に規定する要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

(ギブアップの申出時限)

第4条 業務規程第20条第1項及び第36条の7第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、ギブアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域に係る日中立会の属する日の午前8時45分から午後4時15分までとする。

(テイクアップの申出時限)

第5条 業務規程第21条第1項及び第36条の8第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、テイクアップ申出の対象となる売買約定が成立した計算区域に係る日中立会の属する日の午前8時45分から午後4時30分までとする。

(ギブアップの取消しの申出時限)

第6条 付替元取引参加者（業務規程第19条第1項又は第36条の6第1項に定める付替元取引参加者をいう。）又は付替先取引参加者（これらの項に定める付替先取引参加者をいう。）は業務規程第22条第1項又は第36条の9第1項に定めるギブアップ申出等の取消しの申出を、当該ギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した計算区域に係る日中立会の属する日の午前8時45分から午後4時30分までに行わなければならない。

(変更又は廃止)

第7条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前のギブアップ制度実施細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。